

第5節 道路交通秩序の維持

1 交通の指導取締りの状況

(1) 交通の指導取締りの状況

平成17年中における車両等の道路交通法違反（罰則付違反）の取締り件数は約894万件で、悪質性・危険性の高い違反としては、最高速度違反が約276万件、酒酔い・酒気帯び運転が約14万件、無免許運転が約5万9千件等である（第136図）。

また、道路交通法の一部を改正する法律（平16法90）により平成16年11月1日から罰則の対象となった運転中の携帯電話使用等違反（保持）については52万2,238件である。

なお、点数告知に係る違反の取締り件数について主なものをみると、座席ベルト装着義務違反が約319万件で、ヘルメット装着義務違反が約6万6千件等である。

(2) 高速自動車国道等における交通指導取締りの状況

平成17年中の高速自動車国道等における交通違反取締り状況は、第19表のとおりである。

(3) 交通反則通告制度の適用状況

平成17年中に反則行為として告知した件数は816万5,633件で、車両等運転者の道路交通法違反（罰則付違反）の取締り件数中に占める比率（反則適用率）は91.3%である。

反則告知件数を成人・少年別にみると、成人は776万2,598件、少年は40万3,035件である。また、行為別にみると、主なものは、最高速度違反が241万6,409件（29.5%）、駐停車違反が159万574件（19.4%）である。

2 交通の指導取締りの強化等

(1) 一般道路における効果的な指導取締りの強化等

交通事故を防止するとともに、交通渋滞及び交通公害を緩和するためには、街頭監視活動及び白バイ、パトカー等による機動警ら活動を強化する必要がある。このため、部門間の連携や、人員の効率的配置により、交通指導取締り体制の確保に努め、交通機動隊等による機動力をいかした効果的な指導取締り

第136図 交通違反取締り（送致・告知）件数（平成17年）



注 1 警察庁資料による。
 2 高速自動車国道分を含む。
 3 ()内の数値は、車両等（軽車両を除く。）の道路交通法違反（罰則付違反）取締り件数に占める当該違反の割合（%）を示す。

第1 19表 高速自動車国道等における交通違反取締り状況

| 主法令違反別 | 平成17年 | | 平成16年 | | 対前年比 | |
|------------|---------|-------|---------|-------|--------|-------|
| | 件数 | 構成率 | 件数 | 構成率 | 増減数 | 増減率 |
| 総数 | 642,664 | 100.0 | 609,111 | 100.0 | 33,553 | 5.5 |
| 最高速度違反 | 435,566 | 67.8 | 438,163 | 71.9 | -2,597 | -0.6 |
| 積載重量超過違反 | 3,692 | 0.6 | 4,664 | 0.8 | -972 | -20.8 |
| 車両通行帯違反 | 76,553 | 11.9 | 74,963 | 12.3 | 1,590 | 2.1 |
| 車間距離不保持 | 19,859 | 3.1 | 18,518 | 3.0 | 1,341 | 7.2 |
| 酒酔い、酒気帯び運転 | 2,822 | 0.4 | 2,970 | 0.5 | -148 | -5.0 |
| 駐・停車違反 | 259 | 0.0 | 287 | 0.0 | -28 | -9.8 |
| 無免許、無資格運転 | 2,023 | 0.3 | 2,186 | 0.4 | -163 | -7.5 |
| その他 | 101,890 | 15.9 | 67,360 | 11.1 | 34,530 | 51.3 |

注 警察庁資料による。

締りを推進した。

また、悪質・危険な違反の取締りを効果的に推進するため、取締り関係装備資器材の充実整備に努めた。

さらに、事業活動に関してなされた放置駐車、過積載運転、過労運転、最高速度違反等の違反及びこれらに起因する事故事件については自動車の使用者等の責任、いわゆる背後責任の追及を図るとともに、自動車の使用制限処分を行うなどこの種の違反の根源的対策を推進したほか、無車検運行、無保険車運行等各種交通関係法令違反についても積極的な取締りに努めた。

また、自転車利用者の交通事故及び自転車利用者による危険・迷惑行為を防止するために、無灯火、二人乗り、一時停止及び歩行通行者の危険を及ぼす違反等に対して、積極的な指導警告を行い、これに従わない悪質・危険な自転車利用者に対しては、検挙措置を講じた。

(2) 高速自動車国道等における指導取締りの強化等

高速自動車国道等における安全で円滑な交通流を確保するため、関係都道府県的高速道路交通警察体制の充実強化を図るとともに、多角的な交通事故分析により交通危険箇所重点を置いた機動警ら、駐留監視活動等を強化して交通流の整序に努め、悪質性、危険性、迷惑性の高い著しい速度超過、飲酒運転、車間距離不保持、通行帯違反等を重点とした指導取締りを推進した。

また、大型貨物自動車を中心とした指定通行帯等の通行帯違反を重点とした指導取締りを強化した。

さらに、改正道路交通法（平成17年4月施行）を踏まえ、インターチェンジ入口等における自動二輪車二人乗り通行禁止規定に違反する運転者に対する指導取締りを積極的に推進した。

(3) 科学的な指導取締りの推進

交通事故分析システムの高度化を図るとともに、取締り用装備資器材の改良等科学技術の進歩に対応した研究開発に努めるなど、交通事故実態に的確に対応した科学的かつ効率的な指導取締りを推進した。

3 交通犯罪捜査及び交通事故捜査体制の強化

(1) 交通犯罪捜査の現況

交通事故に係る業務上（重）過失致死傷事件の平成17年中における送致件数は、85万5,644件である。

なお、平成17年中のひき逃げ事件（交通事故に係る無申告事件を含む。）の発生件数は2万7,773件で、検挙件数は1万9件である。また、悪質・危険な運転行為による事故については、事案の内容に応じて、危険運転致死傷罪の適用も視野に入れながら、適正な交通事故捜査を推進した。

(2) 専従捜査体制の強化等

交通事故の多発や平成13年12月から危険運転致死傷罪が施行されていること等により捜査の負担が過重になっていることから、捜査業務の合理化・効率化を図りながら、重要事件に対する専従捜査態勢の

整備や捜査員の捜査能力の向上に努めた。

(3) 初動捜査体制及び科学的捜査体制の強化

事故処理車，捜査用車等の現場での初動捜査に必要な車両及び交通事故自動記録装置等を積極的に導入・整備するとともに，その効果的な活用を努めた。

4 検察庁における交通事犯処理体制の整備

平成17年中の交通事犯についてみると，自動車等による業務上（重）過失致死傷事件の通常受理人員は89万2,302人で，16年に比べ1.2%減少した。同事件の通常受理人員は全刑法犯の通常受理人員の71.0%を占めた。また，道路交通法違反事件の通常受理人員は73万5,667人で，16年に比べ4.3%減少した。両事件の通常受理人員を合わせると全刑事事件の通常受理人員212万1,041人の76.8%を占めた。さらに，危険運転致死傷罪が13年12月から施行されている。これら交通事犯の捜査処理を迅速かつ適正に行うことは，検察庁における重要課題の一つであり，捜査機材・資料の整備等を含め，交通事犯処理体制の充実強化を図った。

5 刑事処分の状況

(1) 業務上（重）過失致死傷事件等

平成17年中の全国の検察庁における業務上（重）過失致死傷事件の通常受理人員は89万5,650人であり，起訴人員は9万2,780人である（第1 20表）。

平成16年の通常第一審における科刑状況についてみると，自由刑の言渡しを受けた者は8,694人，罰金刑の言渡しを受けた者は240人であり，略式手続

により罰金刑の言渡しを受けた者は8万8,457人である（第1 21表）。

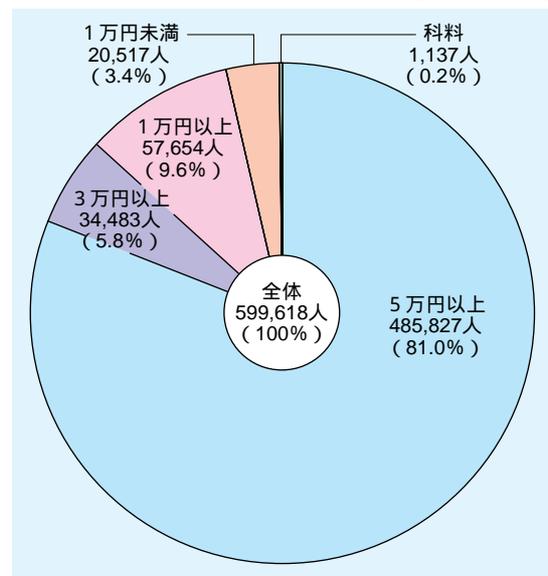
なお，平成17年中の全国の検察庁における危険運転致死傷事件の起訴人員は303人である。

(2) 道路交通法違反事件

平成17年中の全国の検察庁における道路交通法違反事件の通常受理人員は73万5,667人，起訴人員は57万3,912人である（第1 22表）。通常第一審における科刑状況についてみると，自由刑の言渡しを受けた者の総数は，近年増加傾向にあったものの，13年に減少に転じている（第1 23表）。

また，平成16年における略式手続による罰金刑等科刑状況では，5万円以上が全体の81.0%を占めた（第1 37図）。

第1 37図 略式手続による道路交通法違反事件の罰金刑等科刑状況(平成16年)



注 最高裁判所資料による。

第1 20表 業務上（重）過失致死傷事件通常受理人員及び起訴人員の推移

| 年 | 通常受理人員 | | | 起訴人員 | | |
|-------|-----------|----------------|---------|-------|--------|---------|
| | 刑法犯総数(A) | 業務上(重)過失致死傷(B) | (B)/(A) | 公判請求 | 略式命令請求 | 計 |
| 平成13年 | 1,197,130 | 889,632 | 74.3 | 7,249 | 92,556 | 99,805 |
| 14 | 1,213,226 | 882,676 | 72.8 | 8,786 | 93,744 | 102,530 |
| 15 | 1,245,391 | 898,627 | 72.2 | 9,188 | 91,255 | 100,443 |
| 16 | 1,270,596 | 906,542 | 71.3 | 9,052 | 88,751 | 97,803 |
| 17 | 1,256,346 | 895,650 | 71.3 | 8,450 | 84,330 | 92,780 |

注 1 法務省資料による。ただし，平成17年は仮集計である。
 2 通常受理人員とは，検察官直受・認知，司法警察員送致の人員をいう。
 3 刑法犯通常受理人員には，準刑法犯を含む。

第1 21表 業務上(重)過失致死傷事件の自由刑・罰金刑科刑状況 (人)

| 年 | 通常第一審における自由刑・罰金刑 | | | | | | 略式手続による罰金刑 |
|-------|------------------|-------|-------|--------|-----|--------|------------|
| | 自由刑 | | | うち執行猶予 | 罰金刑 | うち執行猶予 | |
| | 懲役刑 | 禁錮刑 | 計 | | | | |
| 平成12年 | 3,021 | 2,971 | 5,992 | 5,081 | 158 | 1 | 86,612 |
| 13 | 3,484 | 3,110 | 6,594 | 5,472 | 155 | 1 | 92,745 |
| 14 | 4,170 | 3,542 | 7,712 | 6,517 | 200 | 2 | 92,802 |
| 15 | 4,468 | 4,029 | 8,497 | 7,353 | 226 | 1 | 91,695 |
| 16 | 4,468 | 4,226 | 8,694 | 7,602 | 240 | 0 | 88,457 |

注 1 最高裁判所資料による。
2 通常第一審とは、通常の公判手続による事件をいう。

第1 22表 道路交通法違反事件通常受理人員及び起訴人員の推移

| 年 | 通常受理人員 | | | 道路交通法違反事件起訴人員 | | |
|-------|-----------|--------------|---------|---------------|---------|---------|
| | 全刑事事件(A) | 道路交通法違反事件(B) | (B)/(A) | 公判請求 | 略式命令請求 | 計 |
| | 人 | 人 | % | 人 | 人 | 人 |
| 平成13年 | 2,206,980 | 890,969 | 40.4 | 12,215 | 730,297 | 742,512 |
| 14 | 2,189,458 | 861,143 | 39.3 | 12,239 | 694,206 | 706,445 |
| 15 | 2,163,085 | 795,009 | 36.8 | 11,817 | 629,010 | 640,827 |
| 16 | 2,163,854 | 768,721 | 35.5 | 11,943 | 598,757 | 610,700 |
| 17 | 2,121,041 | 735,667 | 34.7 | 10,345 | 563,567 | 573,912 |

注 1 法務省資料による。ただし、平成17年は仮集計である。
2 通常受理人員とは、検察官直受・認知、司法警察員送致の人員をいう。

第1 23表 通常第一審における道路交通法違反事件の科刑状況 (人)

| 年 | 懲役・禁錮 | | | | | 罰金 | |
|-------|--------|------|-------|-------|--------|-----|--------|
| | 総数 | 1年以上 | 6月以上 | 6月未満 | うち執行猶予 | 総数 | うち執行猶予 |
| 平成12年 | 10,094 | 38 | 1,470 | 8,586 | 8,374 | 363 | 1 |
| 13 | 8,962 | 66 | 1,712 | 7,184 | 7,188 | 332 | 2 |
| 14 | 8,490 | 178 | 2,360 | 5,952 | 6,617 | 420 | 0 |
| 15 | 7,893 | 521 | 4,140 | 3,232 | 5,938 | 550 | 1 |
| 16 | 7,738 | 634 | 4,266 | 2,838 | 5,708 | 613 | 0 |

注 1 最高裁判所資料による。
2 通常第一審とは、通常の公判手続による事件をいう。

6 暴走族対策の強化

近年、暴走族の構成員は減少傾向にあるが、依然として爆音暴走や数グループの合同暴走等を活発に行うとともに、凶悪事件等を引き起こしている。

このような最近の暴走族の実態や、これに対する国民の強い取締り要望にかんがみ、「暴走族対策の強化について」(平成13年2月5日暴走族対策関係省庁担当課長等会議申合せ)に基づき、政府一体となった暴走族対策の推進に努めた。

平成17年末現在、警察が把握している全国の暴走族の総数は、1万5,086人である。この内訳は爆音暴走等を集団で行う共同危険型の暴走族が937グループ、1万3,706人であり、港湾道路や駐車場な

どにおいて、激しい斜行走行等のテクニックを競い合う「ドリフト族」、山岳道路等でコーナリング等の運転技術を競う「ローリング族」等の違法競走型の暴走族が1,380人である(第1 24表)。

最近の暴走族の傾向としては、グループの小規模化が進む一方、暴力団を後ろ盾としたり、連合組織を形成するなどの傾向がみられ、その活動範囲も複数の都府県にまたがるなど広域化している。

また、暴走族同士の対立抗争や一般人に対する路上強盗事件を敢行するなど、凶悪事件も発生している。

第1 24表 暴走族の勢力及びい集・走行状況

| 区分 | | 年 | | | | |
|-------|------------|---------|---------|--------|--------|--------|
| | | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 | 17年 |
| 共同危険型 | グループ数 | 1,167 | 1,313 | 1,251 | 1,042 | 937 |
| | 総人員(人) | 22,703 | 21,178 | 17,704 | 15,392 | 13,706 |
| | い集・走行回数(回) | 6,490 | 5,688 | 4,601 | 3,953 | 3,422 |
| | 参加延べ人員(人) | 160,487 | 135,067 | 92,623 | 60,682 | 43,292 |
| | 参加延べ車両(台) | 87,750 | 78,402 | 55,425 | 36,744 | 27,605 |
| 違法競走型 | 総人員(人) | 3,657 | 3,491 | 3,480 | 3,419 | 1,380 |
| | い集・走行回数(回) | 2,192 | 1,742 | 1,638 | 1,273 | 1,147 |
| | 参加延べ車両(台) | 22,096 | 22,716 | 19,440 | 15,383 | 10,689 |

注 警察庁資料による。

(1) 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実

暴走族追放の気運を高揚させるため、地方公共団体における「暴走族根絶条例」等の制定及び運用に協力するとともに、報道機関等に対する資料提供を積極的に行い、凶悪化する暴走族の実態が的確に広報されるよう努めるなど、広報活動を積極的に行った。

また、家庭、学校、職場、地域等において、青少年に対し、「暴走族加入阻止教室」を開催するなどの指導等を促進した。さらに、関係団体等との連携の下に、暴走族相談員制度を創設し、暴走族の解体、暴走族への加入阻止、暴走族からの離脱等の支援指導を徹底した。暴走族問題と青少年の非行等問題行動との関連性にかんがみ、青少年育成団体等との連携を図るなど、青少年の健全育成を図る観点から施策を推進した。

学校教育においては、生徒一人一人の能力、適性等に応じた適切な教育が実施できるように学校・家庭・地域社会の連携と適切な役割分担を進めていく中で、教育課程の編成・実施について更に徹底するとともに、交通安全教育担当教員等の研修（文部科学省と独立行政法人教員研修センターの共催）の充実を図るなど生徒に対する交通安全教育に一層の充実を図った。

(2) 暴走行為をさせないための環境づくり

暴走族及びこれに伴う群衆のい集場所として利用されやすい施設の管理者に協力を求め、い集させないための施設の管理改善等の環境づくりを推進する

とともに、地域における関係機関・団体が連携を強化し、暴走行為等ができない道路環境づくり及び公安委員会による交通規制を積極的に行った。また、事前の情報の入手に努め、集団不法事案に発展するおそれがあるときは、早期に暴走族と群衆を隔離するなどの措置を講じた。

(3) 暴走族に対する指導取締りの強化

暴走族に対しては、共同危険行為等の禁止違反を始めとする各種法令を活用した取締りを強力に推進したほか、6月には「暴走族取締り強化期間」を実施した。また、不法改造車両等を積極的に押収し、暴走族と車両の分離を図るとともに、不正改造等暴走行為を助長する行為に対しても背後責任の追及を行っている。平成17年中の暴走族の法令別検挙状況をみると、暴走族構成員等が減少していることもあり、前年に比べ検挙件数は減少した（第1 25表）。

なお、道路交通法の一部を改正する法律（平16法90）が施行（平成16年11月）され、暴走族による集団暴走行為について、迷惑を被ったり、危険に遭った人がいなくても罰則の対象となったこともあり、共同危険行為等の禁止違反の検挙件数が、昭和53年の施行以来最高となり、検挙人員・逮捕者数も前年と比べ増加した。

(4) 暴走族関係事犯者の再犯防止

暴走族関係事犯者の捜査に当たっては、個々の犯罪事実はもとより、組織の実態やそれぞれの被疑者の非行の背景となっている行状、性格、環境等の諸事情を明らかにしつつ、事件の速やかな処理に努めるとともに、グループの解体や暴走族グループから

構成員等を離脱させるなど暴走族関係事犯者の再犯防止に努めている。

少年院送致決定を受けた暴走族少年あるいは保護観察に付された暴走族関係事犯者の処遇に当たっては、遵法精神の醸成、家庭環境の調整、交友関係の改善指導、暴走族組織からの離脱指導等、再犯防止に重点を置いた個別処遇及び集団処遇に努めた。

なお、平成17年末現在で保護観察に付されている者のうち、暴走族関係事犯者として把握されている者は3,150人である。

さらに、暴走族問題が地域社会に深くかかわる問題であることにかんがみ、都道府県及び市町村に設置されている「暴走族対策会議」の下に、暴走族対

策の推進に携わる機関及び団体の代表から構成される「暴走族対策推進幹事会」の設置を促進した。

(5) 車両の不正改造の防止

暴走行為等を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、自動車検査の確実な実施に加え、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査の強化等による「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開した。

また、不正改造行為の禁止及び不正改造車両に対する整備命令制度の強化を盛り込んだ改正道路運送車両法（平成15年4月施行）を的確に運用し、不正改造車の排除に努めた。

第1 25表 暴走族による不法事案の検挙状況

| 区分 | 年 | 13年 | 14年 | 15年 | 16年 | 17年 |
|-------------------|---|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総数(件) | | 90,073 | 81,974 | 77,161 | 64,010 | 48,967 |
| 道 路 交 通 法 違 反 | | 83,249 | 76,381 | 72,290 | 60,205 | 46,069 |
| うち共同危険行為等禁止違反 | | 264 | 242 | 209 | 185 | 300 |
| うち騒音関係違反 | | 8,479 | 7,996 | 5,895 | 4,924 | 3,198 |
| 特 別 法 犯 | | 2,635 | 1,683 | 1,303 | 1,025 | 899 |
| 刑 法 犯 | | 4,106 | 3,854 | 3,508 | 2,748 | 1,958 |
| 暴 力 行 為 処 罰 法 違 反 | | 83 | 56 | 60 | 32 | 41 |

注 1 警察庁資料による。

2 「騒音関係違反」とは、道路交通法違反のうち、「近接排気騒音」、「騒音運転等」及び「消音器不備」をいう。

3 「暴力行為処罰法違反」とは、「暴力行為等処罰ニ関スル法律違反」をいう。

第6節 救助・救急体制等の整備

1 救助活動及び救急業務の実施状況

(1) 概要

ア 救助活動の実施状況

平成16年中における全国の救助活動実施状況は、救助活動件数5万6,388件、救助人員6万5,854人であり、これを前年と比較すると、救助活動件数は4,578件(8.8%)増加しており、救助人員は1万3,553人(25.9%)増加した(第1 26表)。

イ 救急業務の実施状況

平成16年中における全国の救急業務実施状況は、ヘリコプターによる出場件数を含め、503万1,464件で、前年と比較し、19万8,564件(4.1%)増加した。また、搬送人員は、474万5,872人で、前年と比

較し、16万8,469人(3.7%)増加した。

また、救急自動車による出場件数は、全国で1日平均1万3,741件、約6.3秒に1回の割合で救急隊が出場し、国民の約27人に1人が救急隊によって搬送されたことになる。

(2) 交通事故に対する活動状況

平成16年中の救助活動件数及び救助人員のうち、交通事故に際して救出困難な者が生じた場合(自力で車外に脱出できない者が発生した交通事故)に、消防機関が救助用装備・資機材を用いて救助活動に当たったもの(警察との連携、協力の下に行った活動を含む)は2万2,114件で、救助人員は2万9,040人となっており、それぞれ全体の39.2%、44.1%を